

土地・建物をお持ちの方へ

土地・建物の税に関するお知らせ

土地・建物を譲渡した方へ 確定申告前に 「譲渡のお尋ね」を

土地・建物などの資産を売って得た所得は、譲渡所得として確定申告が必要になります。(金銭のやり取りがなく、交換した場合についても同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられませんが。)

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会を行います。

☆確定申告時ではなく、必ず事前の相談会に
お越しください！

確定申告の期間中は会場内が混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、2月から行われる市の「確定申告相談・受付」で対応が

できません。

なお、税務署に直接申告される方や税理士などに依頼される方のお越しは不要です。

※内容により税務署にご案内する場合がございますのでご了承ください。

■日時

12月10日(木)～11日(金)
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

■場所

市役所1階防災会議室

■対象者

土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で本市に住民登録のある方

※市から譲渡に関する確定申告予定者向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物

売買契約書・取得費や売買に係る費用の領収書、証明書など

■問い合わせ

税務課市民税担当
(内線153～155)

家屋を取り壊した方へ 年内に滅失の届け出を

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋等に課税されます。しかし、家屋を取り壊しても届け出がないと把握ができないため、課税されることとなります。

登記された家屋を取り壊した場合には、年内に法務局で滅失登記を行ってください。

年内に滅失登記ができない方、未登記家屋を取り壊した方は、必ず「家屋滅失届」を税務課へ提出してください。

※所有者や納税義務者が変わった場合などもご連絡をお願いします。

■提出書類

家屋滅失届
(税務課窓口に用意)

■提出期限

12月28日(月)

■問い合わせ・提出先

税務課固定資産税担当
(内線156～158)

11月・12月は滞納整理強化月間 期限内の納付にご協力を！

市税等は、私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。納期限が過ぎて未納の方は、お早めに納付願います。

再三の催告にも関わらず納付いただけない方には、法律に基づき、差押などの「滞納処分」を執行します。

■電話による自主納付の呼びかけをします！

11月、12月の夜間に、市税等の納付が遅れている方へ、電話による自主納付の呼びかけ、職員による訪問徴収を行います。納期内納付にご協力をお願いします。

■納税にお困りの方は お早めに相談を！

納期限までに納付しない場合、「督促手数料」や「延滞金」も併せて納付していただくこととなります。

病気や失業、生活困窮など、やむを得ない事情により納期内の納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

■市税等の納付は

□座振替が便利です
□座振替を申し込みますと、指定された口座から市

税等が納期限日に自動的に払い込みがされるため、納期毎に金融機関等へ行く手間がなく、うっかりの納め忘れもなくなるので、非常に便利です。安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。

※手続用紙は収納課及び取扱金融機関に設置しています。

☆取扱金融機関

・山梨中央銀行・三井住友銀行甲府支店・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・梨北農業協同組合・ゆつちよ銀行

■ペイジー(Pay-easy)を利用すれば口座振替の手続きが簡単！
キャッシュカードさえあれば簡単に口座振替の申し込みの手続きができます。※暗証番号が必要です。市役所収納課窓口で申し込みをお願いします。

☆取扱金融機関

・山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合・ゆつちよ銀行

■問い合わせ

収納課収納担当
(内線163～166)